

セーフティ通信

飲酒運転の根絶！

各地区トラック協会、各会員事業所の皆様の交通事故防止に関するご努力、心から感謝申し上げます。

一旦事故を起こせば、走る凶器・鉄の棺桶となる自動車の運転は、自分の命、他人の命に責任を持つことが要求されます。

人の命の価値、大切さを知っている人間が飲酒運転をできるはずありません。

しかし、我々、運送業界のドライバーは、荷物の安全輸送、運転に伴う精神的ストレスの解消のために飲酒することで、気がつかないうちに、アルコール中毒やアルコール依存症になり、飲酒運転(二日酔い)をするドライバーが存在している可能性があります。(潜在化)

「毎日飲酒する、飲酒しないと寝むれない」等は、アルコール中毒、アルコール依存症の可能性があり、治療しなければ治りません。

法律で飲酒運転を厳罰化しても、飲酒運転が根絶出来ないのはそのような理由もあります。

車両の提供・酒類の提供・飲酒運転車両への同乗(周辺3罪)は、免許取り消し、免許停止等、運転者と同様の行政処分の対象となります。

飲酒運転は、運転者自身の問題もありますが、家庭・職場ぐるみで取り組まなければならない、場合によっては、治療する必要があるのです。

【ドライバーの皆様】

- 運転する前日は、深酒しないように。(点呼時のアルコール検知は法律で決まっています)
- 少しでもアルコールが入ると、体の全ての能力の低下があり、重大事故の可能性があります。
(視力・情報処理能力・注意力・判断力の低下等)
- 少しの距離(数十メートル)でも飲酒運転です。

一時停止は、二度停止確認！「確認運転」の励行！

デイ・ライト！ 「目立って、見せて事故防止」、無事故で乗り切りましょう。